

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり公表する。

令和5年2月3日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

1 監査のテーマ

法令等に支出の定めがない各種団体等への負担金について

2 監査の対象

すべての部局、各種委員会等において令和3年度に「18節負担金補助及び交付金」から支出されたもののうち、毎年度継続的に支払われている会費及び負担金を対象とする。ただし次に掲げるものは除く。

- (1) 法令等の定めにより支出が義務づけられている負担金
- (2) 工事負担金
- (3) 福祉給付に係る負担金
- (4) 特定施設等の運営又は維持管理に係る負担金
- (5) 財政的援助の実質を有しない単なる会費的な負担金

※特別会計及び公営企業会計においては、上記に準じた要件の負担金を対象とする。

3 監査の期間

令和4年6月から令和5年2月まで

4 監査の方法

監査の対象となる負担金に係る事務を調査・把握し、関係書類等を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により実施した。

5 監査の結果

別冊報告書のとおり

令和4年度

行政監査報告書

「法令等に支出の定めがない各種団体等への負担金について」

山形市監査委員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した結果は、次のとおりである。

令和5年2月2日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

目 次

第1	行政監査について	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	2
5	監査の実施方法	2
6	監査の着眼点	2
	予備監査対象負担金等一覧	3
第3	監査の意見	6
第4	監査の結果	9
1	負担金支出の目的、経緯は把握されているか（着眼点1）	9
(1)	負担金支出の目的が明確でないもの	9
(2)	負担金支出の経緯（開始時期）が把握されていないもの	9
2	負担金支出の必要性及び効果を検証しているか。また、長期に渡り支出しているものについては、社会情勢の変化を踏まえ検討しているか（着眼点2）	10
(1)	団体等の活動（総会、事業）に参加していないもの	10
(2)	団体等の事業報告書、決算書を供覧していないもの	10
(3)	負担金支出の効果を検証していないもの	11
(4)	負担金支出の時期が遅いもの	11
(5)	団体等の加入継続について検討をしていないもの	12
3	規約、会則等支出の根拠となるものはあるか（着眼点3）	13
(1)	団体等の規約、会則等の中に支出の根拠となる記載がないもの	13
4	負担額の算定根拠は明確になっているか（着眼点4）	14
(1)	団体等の規約、会則等に負担金額の算定根拠が明文化されていないもの	14
5	団体等の決算（令和3年度）において繰越金（令和3年度から4年度へ繰り越した額）は負担金総額に比べ妥当なものであるか。また事業活動は著しく低調になっていないか（着眼点5）	15
(1)	負担金総額に対する繰越金の割合が100%を超えており、翌年度の負担金の免除等をしていないもの	15

6	その他	1 6
(1)	負担金支出決定何の決裁日が支出負担行為兼支出命令書の起票日より遅いもの	1 6
(2)	負担金支出決定何が起案されていないもの	1 6
(3)	負担金の一部返還について団体等と協議していないもの	1 6
(4)	負担金が交付先の団体等を経由して、別の負担金を受けている団体等に支出されているもの	1 6
(5)	適切ではない請求者に負担金を支払っているもの	1 7
第5	予備調査の結果	1 8
(1)	部局別件数	1 8
(2)	負担金の額	1 9
(3)	各種団体等の構成	1 9
(4)	各種団体等の役職等への就任状況	2 0
(5)	負担金支出の目的	2 0
(6)	負担金の支出状況	2 0
(6)ー2	負担金の支出開始年度の状況	2 1
(7)	令和3年度における総会への出席状況	2 1
(7)ー2	令和3年度における総会の開催状況	2 1
(7)ー3	総会に出席していない場合の理由	2 2
(8)	令和3年度における事業への参加状況	2 2
(8)ー2	令和3年度における事業の実施状況	2 2
(8)ー3	事業に参加していない場合の理由	2 3
(9)	決算書・報告書等の供覧	2 3
(9)ー2	決算書・報告書等の内容の確認	2 3
(10)	負担金支出の効果の検証	2 4
(11)	負担金の請求月	2 4
(12)	負担金支出の団体等側の根拠	2 4
(13)	負担金額の算定基準	2 5
(14)	翌年度への繰越額	2 5
(15)	今後の負担金支出についての検討	2 5
(16)	団体等加入の継続についての検討	2 6

第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性（地方自治法第2条第14項及び第15項）並びに適法性（地方自治法施行令第140条の6）に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施するものである。

本市では毎年度1テーマを選定し、定例監査とは別に、独立した形で実施している。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

法令等に支出の定めがない各種団体等への負担金について

2 監査の目的

負担金には、法令等に定められ支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体等が任意で加入している各種団体等に対する負担金がある。

負担金の支出に当たっては、昨今の財政状況に鑑み、その目的が明確であり、かつ、公益上の必要性を有しており、さらには行政運営において経済性、効率性及び有効性の観点から適正な支出に努めていく必要がある。

また、最近は新型コロナウイルス感染症の影響によって、団体等が従来通りの事業を実施できない状況にあることから、繰越額が多額に上っている団体等が少なからず見受けられている。加えて団体等が総会を開催できない状況のなかで、決算書を作成していないなど、適切な対応をとらず、団体等の各構成員に対する説明責任が果たされていない団体等が見受けられる事態も生じている。

これらのことから、山形市が任意で加入している各種団体等に対する負担金について、その実態を調査し、今後の適正な事務の執行に資することを目的とする。

3 監査の対象

すべての部局、各種委員会等において令和3年度に「18節負担金補助及び交付金」から支出されたもののうち、毎年度継続的に支払われている会費及び負担金を対象とする。ただし次に掲げるものは除く。

- (1) 法令等の定めにより支出が義務づけられている負担金
- (2) 工事負担金

- (3) 福祉給付に係る負担金
- (4) 特定施設等の運営又は維持管理に係る負担金
- (5) 財政的援助の実質を有しない単なる会費的な負担金

※特別会計及び公営企業会計においては、上記に準じた要件の負担金を対象とする。

4 監査の期間

令和4年6月から令和5年2月まで

5 監査の実施方法

監査の対象となる負担金に係る事務を調査・把握し、関係書類等を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 負担金支出の目的、経緯は把握されているか。
- (2) 負担金支出の必要性及び効果を検証しているか。また、長期に渡り支出しているものについては、社会情勢の変化を踏まえ検討しているか。
- (3) 規約、会則等支出の根拠となるものはあるか。
- (4) 負担額の算定根拠は明確になっているか。
- (5) 団体等の決算（令和3年度）において繰越金（令和3年度から4年度へ繰り越した額）は負担金総額に比べ妥当なものであるか。また、事業活動は著しく低調になっていないか。

予備監査対象負担金等一覧

予備調査で回答のあった271件のうち、各部毎の回答数や負担金等の種別、令和4年度の定例監査の有無等を勘案し、以下の54件を予備監査（書類監査）の対象として抽出した。

No.	部名	課等名	負担金等名
1	総務部	秘書課	山形県勢懇話会会費
2	総務部	秘書課	全国雪寒都市対策協議会分担金
3	総務部	職員課	中央労働災害防止協会負担金
4	総務部	国際交流センター	山形市日本中国友好協会会費
5	総務部	防災対策課	蔵王山火山防災協議会負担金
6	財政部	市民税課	山形地区税務協議会負担金
7	企画調整部	企画調整課	山形圏域奥羽新幹線整備実現同盟会負担金
8	企画調整部	文化振興課	山形フィルム・コミッション負担金
9	企画調整部	文化振興課	山形市創造都市推進協議会負担金
10	企画調整部	スポーツ振興課	山形県スポーツ協会負担金
11	企画調整部	スポーツ振興課	山形市長杯ゲートボール大会共催負担金
12	企画調整部	スポーツ振興課	山形市スポーツ推進委員協議会負担金
13	企画調整部	スポーツ振興課	山形市体育・スポーツ総合推進本部負担金
14	企画調整部	スポーツ振興課	女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会 実行委員会負担金
15	市民生活部	市民課	山形県防犯協会連合会負担金
16	健康医療部	食肉衛生検査所	全国食肉衛生検査所協議会会費
17	環境部	環境課	山形地域地下水利用対策協議会負担金
18	環境部	環境課	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会負担金
19	福祉推進部	障がい福祉課	独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身 障がい児施設協力会負担金
20	こども未来部	こども未来課	子育て応援団実行委員会負担金
21	商工観光部	雇用創出課	独立行政法人日本貿易振興機構山形貿易情報 センター負担金

22	商工観光部	雇用創出課	山形県経営者協会会費
23	商工観光部	雇用創出課	山形県EU協会会費
24	商工観光部	山形ブランド推進課	山形市中心市街地活性化協議会負担金
25	商工観光部	山形ブランド推進課	山形エリアマネジメント協議会負担金
26	商工観光部	山形ブランド推進課	山形の観光と物産展実行委員会負担金
27	商工観光部	観光戦略課	東北絆まつり実行委員会負担金
28	商工観光部	観光戦略課	山形まるごと市実行委員会負担金
29	商工観光部	観光戦略課	蔵王マウンテンリゾート形成推進連絡協議会負担金
30	商工観光部	観光戦略課	国民保養温泉地協議会会費
31	農林部	農政課	山形市農業振興協議会負担金
32	農林部	農政課	山形市グリーン・ツーリズム振興協議会負担金
33	農林部	農政課	山形市食肉まつり実行委員会負担金
34	農林部	農政課	山形市地産地消の店認定委員会負担金
35	農林部	農村整備課	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会負担金
36	農林部	農村整備課	山形県国土調査推進協議会会費
37	農林部	森林整備課	山形地方森林林業活性化協議会負担金
38	まちづくり政策部	公園緑地課	盆栽展・さつき展共催負担金
39	まちづくり政策部	公園緑地課	千歳山自然休養林保護管理協議会負担金
40	都市整備部	河川整備課	山形県治水協会負担金
41	消防本部	総務課	山形県消防長会負担金
42	上下水道部	総務課	山形県下水道協会年会費
43	済生館	管理課	山形県自治体病院協議会会費
44	議会事務局	総務課	全国温泉所在都市議会議長協議会負担金
45	議会事務局	総務課	地方財務協会会費
46	教育委員会	管理課	山形県立上山明新館高等学校農業教育振興協議会負担金

47	教育委員会	学校教育課	山形市中学校体育連盟主催大会共催負担金
48	教育委員会	学校教育課	山形市中学校体育連盟負担金
49	教育委員会	学校教育課	山形市小学校スポーツ教室共催負担金
50	教育委員会	学校教育課	山形市小学校体育連盟育成負担金
51	教育委員会	学校教育課	全国教育研究所連盟負担金
52	教育委員会	社会教育青少年課	山形市青少年育成推進員連絡協議会負担金
53	選挙管理委員会事務局		山形県内市選挙管理委員会連合会負担金
54	農業委員会事務局		山形県農業委員会事務研究会負担金

第3 監査の意見

今回の行政監査は、山形市が任意で加入している各種団体等に対する負担金について、その実態を調査し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として実施したところである。

監査対象とした54件について、着眼点ごとの意見は下記のとおりである。

○着眼点1 負担金支出の目的、経緯は把握されているか

監査対象の負担金には、負担金支出の目的が明確でないもの、負担金をいつから支出しているか把握されていないものが見受けられた。

団体等への加入の目的及び経緯により、享受するメリット等を把握するとともに、負担金の支出に見合う効果が得られているかどうかなど検証するために、負担金支出の目的、経緯を把握されたい。

○着眼点2 負担金支出の必要性及び効果を検証しているか。また、長期に渡り支出しているものについては、社会情勢の変化を踏まえ検討しているか

監査対象の負担金には、負担金を支出しているにもかかわらず団体等の活動（総会、事業）に参加していないものや負担金支出の効果を検証していなかったものが見受けられた。長期に渡り負担金が支出されているものについては、支出の目的が団体等への加入当時と比べ変化してきていないか、また、従来どおりの支出の必要性・効果があるのかなど費用対効果の検証を今一度、この機会に行われたい。

○着眼点3 規約、会則等支出の根拠となるものはあるか

負担金支出の根拠は、団体等の定款や規約、会則等に定められている場合が多いが、規約、会則等に根拠規定が明記されていないものは、整備することが必要である。

○着眼点4 負担額の算定根拠は明確になっているか

負担金を支出するにあたっては、請求額が定められた算定方法に則り正しく算出されているか十分確認し、適正に事務を執行する必要がある。このため、団体等の個々の特殊性により一概には言えないが、規約、会則等にはその算定額、算定方法等についての具体的な規定が必要と考える。

○着眼点5 団体等の決算（令和3年度）において繰越金（令和3年度から4年度へ繰り越した額）は負担金総額に比べ妥当なものであるか。また、事業活動は著しく低調になっていないか

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度及び3年度は社会的活動が大

大きく制限され、例年どおりの事業ができなかった団体等が多かったと考えられる。このため、令和3年度の決算において、繰越金の額が収入の負担金総額に対して100%を超えるような団体等も見受けられた。また、このような団体等の中には、翌年度の負担金を減額又は免除としている団体等もあった。

団体等においては、毎年度の事業内容や、財務状況により必要とする負担金の総額は変わっていくものである。したがって、団体等の収支状況に照らして、必要に応じ、負担額の水準の見直しや一時的な負担金の徴収停止など、負担金の取扱い、及び金額の妥当性について常に検証することが必要である。

総 括

負担金は、特定の事業や事務等において、市あるいは市民が何らかの利益を享受することに対し、その事業等に要する経費（多くの場合、その一部）を支出するもので、法令によるもののほか、任意で加入している団体等に対し支出するものがある。今回は後者である、法令等に支出の定めがない、市が任意で加入している各種団体等への負担金をテーマに監査を実施したところである。

監査対象とした負担金の中には、負担金の支出開始時期について把握していないものが見受けられたが、団体等への加入の有益性の検証を経て、加入継続若しくは負担金額の見直し等について、場合によっては構成員の一員として団体等の総会等で提案する事も考えられる。このような事から、負担金の支出開始時期及び加入当時の経緯を把握しておくことは基本的な事であり、重要であるものと考えられる。また、団体等への加入当時と現在では、団体等との関係あるいは社会情勢が大きく変化し、加入当時の負担金支出の目的において、その重要性が低下しているのではないかと考えられるケースも見受けられたため、負担金を長期に渡り支出している場合などには、負担金支出の目的を再確認し、負担金支出の適正化を図られたい。

また、団体等への負担金は市の公金をもって支出しているものであるから、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、負担金支出の必要性、費用対効果を常に意識し、検証しながら事務執行されるよう望むものである。

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画通りの活動が実施できなかったことで、令和3年度の決算において繰越金が構成団体等からの負担金総額を上回っている団体等が少なからず見受けられた。このような団体等の中には、繰越金の増加に鑑み、事業内容の見直しや構成団体等からの負担金額を見直すなど、団体等と

して検討し対応していた事例もあった。コロナ禍という特殊事情を除いても、多額の繰越金がある場合には、公的な団体等であれば、対外的な説明責任が求められるものであり、適切な対応について検討を行なわれたい。

なお、今回の監査の対象とならなかった負担金を含め、団体等への負担金支出事務が適正に執行されているか、改めて確認されるよう望むものである。

第4 監査の結果

抽出した54件について、着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

1 負担金支出の目的、経緯は把握されているか（着眼点1）

(1) 負担金支出の目的が明確でないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
46	山形県立上山明新館高等学校農業教育振興協議会負担金	教育委員会管理課

同協議会の規約では、「本校の農業教育の振興を図り、地域を担う人材を育成することを目的とする。」と記載されているが、上山市に所在している県立高校の部活動の一つである農業クラブに対して助成を行う団体等に、山形市教育委員会としての立場から負担金を支出する目的が明確ではなかった。

負担金支出の目的を再度確認し、負担金支出の適正化の観点から、検討、整理されたい。

(2) 負担金支出の経緯（開始時期）が把握されていないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
19	独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設協力会負担金	福祉推進部障がい福祉課
26	山形の観光と物産展実行委員会負担金	商工観光部山形ブランド推進課
32	山形市グリーン・ツーリズム振興協議会負担金	農林部農政課
34	山形市地産地消の店認定委員会負担金	農林部農政課
36	山形県国土調査推進協議会会費	農林部農村整備課
47	山形市中学校体育連盟主催大会共催負担金	教育委員会学校教育課
48	山形市中学校体育連盟負担金	教育委員会学校教育課
49	山形市小学校スポーツ教室共催負担金	教育委員会学校教育課
50	山形市小学校体育連盟育成負担金	教育委員会学校教育課
51	全国教育研究所連盟負担金	教育委員会学校教育課

負担金支出の経緯について、いつから負担金を支出しているか、把握していなかった。

団体等への加入から長期間が経過する間に、社会情勢も大きく変化し、支出の目的や意義

が希薄になっているケースも考えられる。団体等の活動状況を、現在の市の施策等に照らした上で、団体等への加入自体の見直し、あるいは、算定方法や団体等の財務状況に応じた負担金額に見直しの余地がないかなどについて、検証を行う際には、いつから支出しているのかは重要な事項の一つとなるので、把握されるよう努められたい。

2 負担金支出の必要性及び効果を検証しているか。また、長期に渡り支出しているものについては、社会情勢の変化を踏まえ検討しているか（着眼点2）

(1) 団体等の活動（総会、事業）に参加していないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
2 2	山形県経営者協会会費	商工観光部雇用創出課
2 3	山形県E U協会会費	商工観光部雇用創出課
3 0	国民保養温泉地協議会会費	商工観光部観光戦略課

団体等が実施する事業に、以前から参加していなかった。

なお、コロナ禍で事業に参加できなかったもの（No.3 中央労働災害防止協会負担金）、コロナ禍で事業が実施されなかったもの（No.4 山形市日本中国友好協会負担金、No.3 6 山形県国土調査推進協議会会費）もあった。その他、団体等の構成員ではないため、総会、事業等に参加資格がないものもあった（No.1 0 山形県スポーツ協会負担金、No.1 9 独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設協力会負担金）。

団体等に加入するメリットには様々なものがあると考えられるが、目的を一にする議論の場や、研修等の場には、努めて参加されるよう、改めて認識されたい。

(2) 団体等の事業報告書、決算書を供覧していないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
1	山形県勢懇話会会費	総務部秘書課
2	全国雪寒都市対策協議会分担金	総務部秘書課
5	蔵王山火山防災協議会負担金	総務部防災対策課
1 0	山形県スポーツ協会負担金	企画調整部スポーツ振興課
1 1	山形市長杯ゲートボール大会共催負担金	企画調整部スポーツ振興課

団体等から送付された事業報告書、決算書を供覧していなかった。

なお、この他、賛助会員であるため、団体等から事業報告書、決算書が送付されていないものもあり、やむを得ないものもあった（No.3 中央労働災害防止協会負担金、No.4 5 地方財務協会会費）。

団体等の事業報告書、決算書等は、負担金の支出に対する包括的な成果報告と言えるものであり、負担金支出命令の決裁権者までの供覧をすべきものである。

(3) 負担金支出の効果を検証していないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
2 1	独立行政法人日本貿易振興機構山形貿易情報センター負担金	商工観光部雇用創出課
2 2	山形県経営者協会会費	商工観光部雇用創出課
2 3	山形県E U協会会費	商工観光部雇用創出課
2 7	国民保養温泉地協議会会費	商工観光部観光戦略課
4 4	全国温泉所在都市議会議長協議会負担金	議会事務局総務課
4 5	地方財務協会会費	議会事務局総務課

負担金支出の際に、負担金支出の目的に照らしその効果を検証していなかった。

市の公金をもって負担金を支出しているものであるから、業務の適正な執行に資するとともに、市勢の発展に寄与しているかどうか検証すべきと考える。

(4) 負担金支出の時期が遅いもの

No.	負担金等名	所管部課等名
5	蔵王山火山防災協議会負担金	総務部防災対策課
7	山形圏域奥羽新幹線整備実現同盟会負担金	企画調整部企画調整課
8	山形フィルム・コミッション負担金	企画調整部文化振興課
2 0	子育て応援団実行委員会負担金	こども未来部こども未来課
2 4	山形市中心市街地活性化協議会負担金	商工観光部山形ブランド推進課
2 9	蔵王マウンテンリゾート形成推進連絡協議会負担金	商工観光部観光戦略課
3 0	国民保養温泉地協議会会費	商工観光部観光戦略課

3 2	山形市グリーン・ツーリズム振興協議会負担金	農林部農政課
4 4	全国温泉所在都市議会議長協議会負担金	議会事務局総務課

団体等の総会終了後に、各構成員に対して負担金の請求があり、負担金を支出するのが一般的であるが、総会終了後にすみやかに請求がなされず、支出の時期が遅いもの（No. 8、No. 24、No. 29、No. 30、No. 44）があった。また、総会の開催時期が遅いもの（No. 7）、団体等の事業が終了してから請求が行われ、負担金を支出しているもの（No. 5、No. 20、No. 32）があった。

負担金の納入を待たず新年度の事業を実施し、事業に係る支出を行っているケースも見受けられたが、会計年度独立の原則から、前年度繰越金は当初予算に計上された額の範囲内で、かつ、年度始めのやむを得ない事務的経費への使用に留めおかれるのが一般的である。新年度の事業を実施するにあたっては、その財源が何であるのかを認識された上で事務執行すべきである。

また、一部に立替払により事業を行っている団体等（No. 5）もあった。この団体等は災害関連等、緊急な対応が必要とされる場合が想定されるため、現在構成員が取り交わしている覚書に関連事項の記載があるが、団体等の規程等にしっかりと位置付けるなどされた上で、執行されることを望むものである。

(5) 団体等の加入継続について検討をしていないもの（市が団体等の設立主体となっている場合については、設立団体等の存続について検討していないもの）

No.	負担金等名	所管部課等名
2 2	山形県経営者協会会費	商工観光部雇用創出課
2 3	山形県E U協会会費	商工観光部雇用創出課
3 0	国民保養温泉地協議会会費	商工観光部観光戦略課
4 4	全国温泉所在都市議会議長協議会負担金	議会事務局総務課
4 5	地方財務協会会費	議会事務局総務課

負担金を支出する際に、その団体等に継続して加入する意義があるかどうかの検証がされていなかった。

なお、上記以外にも、「団体等加入の継続について検討していない」と回答しているものがあったが、確認したところ、団体等の設立主体等である山形市が、事業の継続等については、

新年度予算の編成に関連して取組方針を決定する過程において、団体等への負担金の支出や団体等の事業内容について、市として議論の上、意思決定が行なわれていたものがあった（No. 8 山形フィルム・コミッション負担金、No. 9 山形市創造都市推進協議会負担金、No. 13 山形市体育・スポーツ総合推進本部負担金、No. 14 女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会実行委員会負担金、No. 18 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会負担金（環境課）、No. 24 山形市中心市街地活性化協議会負担金、No. 25 山形エリアマネジメント協議会負担金、No. 26 山形の観光と物産展実行委員会負担金、No. 27 東北絆まつり実行委員会負担金、No. 28 山形まるごと市実行委員会負担金、No. 31 山形市農業振興協議会負担金、No. 32 山形市グリーン・ツーリズム振興協議会負担金、No. 33 山形市食肉まつり実行委員会負担金、No. 34 山形市地産地消の店認定委員会負担金、No. 35 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会負担金（農村整備課））。

実際にこれらの事業を実施している所管課として、「検討をしていない」旨の回答となっていた事は、市全体としての見地における認識不足の感を禁じ得ないものがあり残念である。

3 規約、会則等支出の根拠となるものはあるか（着眼点3）

(1) 団体等の規約、会則等の中に支出の根拠となる記載がないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
9	山形市創造都市推進協議会負担金	企画調整部文化振興課
14	女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会実行委員会負担金	企画調整部スポーツ振興課
21	独立行政法人日本貿易振興機構山形貿易情報センター負担金	商工観光部雇用創出課
38	盆栽展・さつき展共催負担金	まちづくり政策部公園緑地課

団体等の規約、会則等の中に、負担金支出の根拠となる記載がないものがあった。

共同で事業を行い、各々に責任と負担が生じる中で、各々の負担を明確にするために、支出の根拠となる規約、会則等に支出の根拠となる記載は必要と考える。

4 負担額の算定根拠は明確になっているか（着眼点4）

(1) 団体等の規約、会則等に負担金額の算定根拠が明文化されていないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
6	山形地区税務協議会負担金	財政部市民税課
7	山形圏域奥羽新幹線整備実現同盟会負担金	企画調整部企画調整課
8	山形フィルム・コミッション負担金	企画調整部文化振興課
1 1	山形市長杯ゲートボール大会共催負担金	企画調整部スポーツ振興課
1 2	山形市スポーツ推進委員協議会負担金	企画調整部スポーツ振興課
1 3	山形市体育・スポーツ総合推進本部負担金	企画調整部スポーツ振興課
2 0	子育て応援団実行委員会負担金	こども未来部こども未来課
2 4	山形市中心市街地活性化協議会負担金	商工観光部山形ブランド推進課
2 5	山形エリアマネジメント協議会負担金	商工観光部山形ブランド推進課
2 6	山形の観光と物産展実行委員会負担金	商工観光部山形ブランド推進課
2 8	山形まるごと市実行委員会負担金	商工観光部観光戦略課
3 1	山形市農業振興協議会負担金	農林部農政課
3 2	山形市グリーン・ツーリズム振興協議会負担金	農林部農政課
3 3	山形市食肉まつり実行委員会負担金	農林部農政課
3 4	山形市地産地消の店認定委員会負担金	農林部農政課
3 9	千歳山自然休養林保護管理協議会負担金	まちづくり政策部公園緑地課
4 7	山形市中学校体育連盟主催大会共催負担金	教育委員会学校教育課
4 8	山形市中学校体育連盟負担金	教育委員会学校教育課
4 9	山形市小学校スポーツ教室共催負担金	教育委員会学校教育課
5 0	山形市小学校体育連盟育成負担金	教育委員会学校教育課
5 2	山形市青少年育成推進員連絡協議会負担金	教育委員会社会教育青少年課

団体等の規約、会則等には、「団体等の経費は負担金その他の収入をもって充てる」等とされているが、具体的な金額が算定できる根拠が明文化されていなかった。

団体等の各構成員に対する説明責任を果たす上でも、負担金額若しくは算定根拠は明確にすべきものとする。

5 団体等の決算（令和3年度）において繰越金（令和3年度から4年度へ繰り越した額）は負担金総額に比べ妥当なものであるか。また、事業活動は著しく低調になっていないか（着眼点5）

(1) 負担金総額に対する繰越金の割合が100%を超えており、翌年度の負担金の免除等をしていないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
2	全国雪寒都市対策協議会分担金	総務部秘書課
4	山形市日本中国友好協会会費	総務部国際交流センター
23	山形県EU協会会費	商工観光部雇用創出課
28	山形まるごと市実行委員会負担金	商工観光部観光戦略課
29	蔵王マウンテンリゾート形成推進連絡協議会負担金	商工観光部観光戦略課
30	国民保養温泉地協議会会費	商工観光部観光戦略課
42	山形県下水道協会年会費	上下水道部総務課
51	全国教育研究所連盟負担金	教育委員会学校教育課

コロナ禍で、予定していた事業を実施できなかった影響もあるものと思われるが、中には次年度以降、各構成員から負担金を徴収しなくても事業を数年程度実施できる団体等も見受けられた。（No.2、No.23、No.29、No.30）

なお、繰越金の割合が大きかった団体等で、翌年度の負担金を免除、又は減額している団体等もあった。（No.16 全国食肉衛生検査所協議会会費、No.24 山形市中心市街地活性化協議会負担金、No.36 山形県国土調査推進協議会会費、No.40 山形県治水協会負担金、No.41 山形県消防長会負担金、No.44 全国温泉所在都市議会議長協議会負担金）

コロナ禍により、事業の実施ができなくなった等の影響は予測できない事態であったが、負担金の支出にあたっては、前例を踏襲して請求があるがままに漫然と事務を行うのではなく、社会情勢を的確に踏まえた団体等運営となるよう、総会、役員会等、機会をとらえて負担金の免除、減額について積極的な発言、提言等をされるよう望むものである。

6 その他

以下の項目については、今回の着眼点にはないが、財務会計手続上明らかに疑義のある点が見受けられたため、併せて記載するものである。

(1) 負担金支出決定伺の決裁日が支出負担行為兼支出命令書の起票日より遅いもの

No.	負担金等名	所管部課等名
5	蔵王山火山防災協議会負担金	総務部防災対策課
4 1	山形県消防長会負担金	消防本部総務課

(2) 負担金支出決定伺が起案されていないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
3	中央労働災害防止協会負担金	総務部職員課
5 4	山形県農業委員会事務研究会負担金	農業委員会事務局

(3) 負担金の一部返還について団体等と協議していないもの

No.	負担金等名	所管部課等名
3 8	盆栽展・さつき展共催負担金	まちづくり政策部公園緑地課

コロナの影響により、事業の決算額が市からの負担金額に満たない額であったにもかかわらず、負担金の一部返還について団体等と協議していなかった。

(4) 負担金が交付先の団体等を経由して、別の負担金を受けている団体等に支出されているもの

No.	負担金等名	所管部課等名
1 3	山形市体育・スポーツ総合推進本部負担金	企画調整部スポーツ振興課
4 7	山形市中学校体育連盟主催大会共催負担金	教育委員会学校教育課
4 8	山形市中学校体育連盟負担金	教育委員会学校教育課
4 9	山形市小学校スポーツ教室共催負担金	教育委員会学校教育課
5 0	山形市小学校体育連盟育成負担金	教育委員会学校教育課

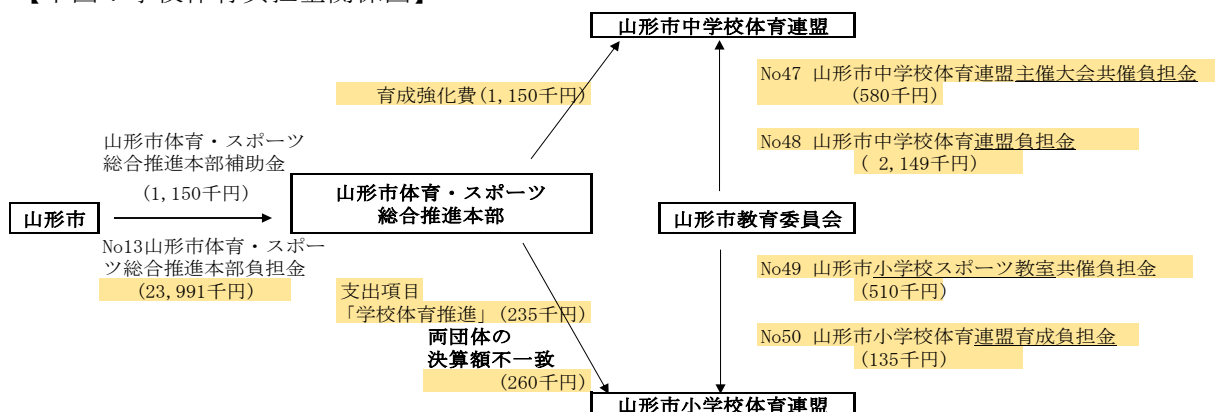
市からの負担金の一部が、山形市体育・スポーツ総合推進本部を経由して、市教育委員会から別の体育関係負担金を受け入れている山形市中学校体育連盟、山形市小学校体育連盟に支出されていた（下図参照）。

山形市からの負担金（No.13山形市体育・スポーツ総合推進本部負担金）をほぼ全ての財源として運営している山形市体育・スポーツ総合推進本部は、市教育委員会からの負担金（No.47及びNo.48）を受けている山形市中学校体育連盟に対して、また、同じく市教育委員会からの負担金（No.49及びNo.50）を受けている山形市小学校体育連盟に対して、それぞれ「学校体育・スポーツ推進」として資金援助を行っている。

なお、山形市体育・スポーツ総合推進本部の決算書支出の部の交付額と、山形市小学校体育連盟の決算書収入の部の金額が一致していない状況にあった。

このように、負担金、補助金の種類を問わず、山形市及び教育委員会から資金的援助等を受けている団体等間での負担金・補助金のやりとりは、公金を支出している市等の立場からすれば、不測の事態における責任の所在が不明確になりがちであること、また間違いの発生するリスクが大きくなりがちであることを考慮すれば、対象事業の内容や責任の分担を明確にした上で、やむを得ない場合に留めておくべきものとする。

【下図：学校体育負担金関係図】



(5) 適切ではない請求者に負担金を支払っているもの

No.	負担金等名	所管部課等名
20	子育て応援団実行委員会負担金	こども未来部こども未来課

負担金の請求者が、実行委員会の委員長ではなく、実行委員会の構成団体等の長となっていたにもかかわらず支払いが行われていた。

財務会計手続き上の根幹に係わる問題と思われる。支払先の適格性の判断については、万が一誤りがあった場合、大きな問題に発展するリスクを伴うものであるため、特に注意が必要である。

第5 予備調査の結果

全課等に対して調査票による照会を実施した結果、回答のあった271件の負担金等について、調査項目ごとに集計した結果は、次のとおりである。

なお、表及び文中の割合は、小数点以下第2位を四捨五入し、同第1位までを記載している。そのため、表中の割合の合計については、一致しない場合がある。

(1) 部局別件数

部局名	件数	割合
総務部	20	7.4%
財政部	6	2.2%
企画調整部	38	14.0%
市民生活部	10	3.7%
健康医療部	6	2.2%
環境部	10	3.7%
福祉推進部	5	1.8%
こども未来部	5	1.8%
商工観光部	53	19.6%
農林部	27	10.0%
まちづくり政策部	14	5.2%
都市整備部	8	3.0%
消防本部	4	1.5%
上下水道部	6	2.2%
済生館	7	2.6%
議会事務局	10	3.7%
教育委員会	34	12.5%
選挙管理委員会	3	1.1%
監査委員	1	0.4%
農業委員会	4	1.5%
合計	271	100.0%

商工観光部が53件（19.6%）で最も多く、次いで企画調整部が38件（14.0%）、教育委員会が34件（12.5%）であった。

(2) 負担金の額

区分	件数	割合
1万円未満	27	10.0%
1万円以上10万円未満	107	39.5%
10万円以上50万円未満	68	25.1%
50万円以上100万円未満	24	8.9%
100万円以上500万円未満	23	8.5%
500万円以上1,000万円未満	5	1.8%
1,000万円以上	17	6.3%
合計	271	100.0%

1万円以上10万円未満の金額で設定されている負担金が107件（39.5%）で最も多く、全体の約4割を占めていた。

(3) 各種団体等の構成

	国内	東北等 (地域内)	県内	市内	計
地方自治体 のみ（国、県 等含む）	43	13	46		102
割合	15.9%	4.8%	17.0%	—	37.6%
地方自治体 （国、県等含 む）及び団体 等企業等	27	5	80	57	169
割合	10.0%	1.8%	29.5%	21.0%	62.4%
合計	70	18	126	57	271
割合	25.8%	6.6%	46.5%	21.0%	100.0%

負担金を支出している団体等の構成は、自治体以外の団体等企業等も含まれているものが169件（62.4％）で、地方自治体のみで構成されているものが102件（37.6％）であった。

(4) 各種団体等の役職等への就任状況

区分	件数	割合
就任している	146	53.9%
就任していない	125	46.1%
合計	271	100.0%

負担金を支出している団体等の役職等への山形市からの就任状況は、就任しているものが146件（53.9％）、就任していないものが125件（46.1％）であった。

(5) 負担金支出の目的

区分	件数	割合
市施策の振興	137	26.6%
他の自治体等との連携	125	24.2%
業務に役立つ情報収集等	144	27.9%
職員の資質向上	82	15.9%
その他	28	5.4%
合計	516	100.0%

業務に役立つ情報収集等が最も多く144件（27.9％）、市施策の振興が137件（26.6％）、他の自治体等との連携が125件（24.2％）であった。その他には、それぞれの負担金に応じた具体的な効果を記載されていたものが含まれている。

※ 複数項目に該当していると回答したものがあったため、合計は271件を超える。

(6) 負担金の支出状況

区分	件数	割合
毎年支出	271	100.0%
不定期に支出	0	0.0%
合計	271	100.0%

回答のあった271件の全ての負担金が毎年支出しているものであった。

(6)ー2 負担金の支出開始年度の状況

区分	件数	割合
昭和63年度以前から	55	20.3%
平成元年度から平成9年度まで	0	0.0%
平成10年度から平成19年度まで	16	5.9%
平成20年度から平成29年度まで	23	8.5%
平成30年度から	37	13.7%
令和元年度以降から	22	8.1%
不明	118	43.5%
合計	271	100.0%

いつから負担金を支出しているか所管課において不明なものが118件（43.5%）で最も多く、次いで昭和63年度以前から支出しているものが55件（20.3%）であった。

(7) 令和3年度における総会への出席状況

区分	件数	割合
出席している	220	81.2%
出席していない	51	18.8%
合計	271	100.0%

令和3年度において団体等への総会に出席しているものが220件（81.2%）で、出席していないものが51件（18.8%）であった。

(7)ー2 令和3年度における総会の開催状況

区分	件数	割合
対面	86	39.1%
リモート	15	6.8%
書面	119	54.1%
合計	220	100.0%

総会の開催状況は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、リモートや書面による開催が134件（60.9%）であった。

※ 合計の値は、(7)で「出席している」と回答のあったものと同一となっている。

(7)－3 総会に出席していない場合の理由

区分	件数	割合
コロナ禍で総会が開催されなかった	10	19.6%
コロナ禍で総会に出席できなかった	3	5.9%
以前から総会には出席していない	21	41.2%
その他	17	33.3%
合計	51	100.0%

以前から総会には出席していないが最も多く21件（41.2%）であった。これには団体等の構成員ではないものや、賛助会員等で総会への出席資格がないものも含まれている。その他には、「日程が合わなかった」等が含まれている。

※ 合計の値は、(7)で「出席していない」と回答のあったものと同一となっている。

(8) 令和3年度における事業への参加状況

区分	件数	割合
参加している	207	76.4%
参加していない	64	23.6%
合計	271	100.0%

令和3年度において団体等の事業へ参加しているものが207件（76.4%）で、参加していないものが64件（23.6%）であった。

(8)－2 令和3年度における事業の実施状況

区分	件数	割合
対面	135	65.2%
リモート	25	12.1%
書面	47	22.7%
合計	207	100.0%

事業の実施状況は対面で行われたものが135件（65.2%）で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、リモートや書面により行われたものが72件（34.8%）であった。

※ 合計の値は、(8)で「参加している」と回答のあったものと同一となっている。

(8)－3 事業に参加していない場合の理由

区分	件数	割合
コロナ禍で事業が実施されなかった	15	23.4%
コロナ禍で事業に参加できなかった	10	15.6%
以前から事業には参加していない	31	48.4%
その他	8	12.5%
合計	64	100.0%

以前から事業には参加していないものが31件（48.4%）で最も多く、新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業が実施されなかったものや、実施されたものの参加できなかったものが25件（39.0%）であった。その他には、「日程が合わなかった」等が含まれている。

※ 合計の値は、(8)で「参加していない」と回答のあったものと同一となっている。

(9) 決算書・報告書等の供覧

区分	件数	割合
供覧している	237	87.5%
供覧していない	34	12.5%
合計	271	100.0%

決算書及び報告書等を供覧しているものが237件（87.5%）で、供覧していないものが34件（12.5%）であった。

(9)－2 決算書・報告書等の内容の確認

区分	件数	割合
確認している	260	95.9%
確認していない	11	4.1%
合計	271	100.0%

決算書及び報告書等の内容の確認をしているものが260件（95.9%）で、確認していないものが11件（4.1%）であった。

(10) 負担金支出の効果の検証

区分	件数	割合
検証している	143	52.8%
検証していない	128	47.2%
合計	271	100.0%

負担金を支出したことによる効果の検証をしていたものが143件（52.8%）で、検証していないものが128件（47.2%）であった。

(11) 負担金の請求月

区分	件数	割合
4月から6月	142	52.4%
7月から9月	78	28.8%
10月から12月	27	10.0%
1月から3月	11	4.1%
複数回	13	4.8%
合計	271	100.0%

負担金の請求月は年度初めの4月から6月までに請求されているものが142件（52.4%）で最も多かった。年度終了近くの1月から3月に請求されているものが11件（4.1%）であった。

(12) 負担金支出の団体等側の根拠

区分	件数	割合
定款	20	7.4%
規約・会則	148	54.6%
市町村政連絡協議会の決定	21	7.7%
特に根拠なし	38	14.0%
その他	44	16.2%
合計	271	100.0%

団体等の定款や規則及び会則を根拠として支出しているものが168件（62.0%）であった。その他には、「総会や理事会での決定」等が含まれている。

(13) 負担金額の算定基準

区分	件数	割合
定額	117	43.2%
人口割	16	5.9%
均等割+人口割	15	5.5%
その他	123	45.4%
合計	271	100.0%

その他が最も多く123件（45.4%）で、これには構成員ごとに単価や割合を定めているものなども含まれている。次いで定額が117件（43.2%）であった。その他には、「事業内容を精査の上、決定」等が含まれている。

(14) 翌年度への繰越額

区分	件数	割合
負担金総額以下のもの	158	58.3%
負担金総額を上回っているもの	54	19.9%
複式簿記採用又は不明	59	21.8%
合計	271	100.0%

翌年度への繰越額が負担金総額以下のものが158件（58.3%）であったが、負担金総額を上回っているものが54件（19.9%）であった。

(15) 今後の負担金支出についての検討

区分	件数	割合
検討している	67	24.7%
検討していない	204	75.3%
合計	271	100.0%

今後の負担金支出について、検討していないものが204件（75.3%）で、検討しているものが67件（24.7%）であった。

(16) 団体等加入の継続についての検討

区分	件数	割合
検討している	48	17.7%
検討していない	223	82.3%
合計	271	100.0%

団体等加入の継続について検討していないものが223件（82.3%）で、検討しているものが48件（17.7%）であった。